キ　応募者及びこれらのいずれかと資本面若しくは人事面において関連がある者が、他の応募者及びこれらのいずれかと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ク　本事業の審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ケ　経営状況が健全であること。なお、「経営状況が健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先からの取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者をいう。

コ　不正又は不誠実な行為がないこと。

3）代表企業及び構成企業の参加資格要件

ア　代表企業　代表企業は、国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学における令和01・02・03年度の関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者であること。

イ　施設整備構成企業　施設整備構成企業は、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての要件を満たすこと。

(ｱ)　設計業務にあたる者は、以下の要件を満たすこと。

a　文部科学省又は大学において平成31・32年度建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格者の資格を有する者であること。

b　建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。

c　陽子線治療装置又は放射線治療装置を有する施設の設計実績があること。

d　平成17年度以降に、総括技術者又は主任技術者として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を総括技術者又は主任技術者として選任し、配置（他事業との兼任も可）できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

・延べ面積2,000㎡以上の工事を対象とした病院施設の設計業務

(ｲ)　建設業務にあたる者は、以下の要件を満たすこと。

a　文部科学省又は大学において平成31・32年度建設工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成30年５月９日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が以下の点以上であること。

・建築一式工事　1,190点

なお、工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての者が上記を満たすものとする。

b　陽子線治療装置又は放射線治療装置を有する施設の完成・引渡しが完了した新営工事を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合の者に限る。）なお、複数の建設企業が共同して施工する場合にあっては、そのうちの１者が施工実績を有すれば良いものとする。

c　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事において選任し、配置できること。また、有資格者については、(a)建築一式工事は専任、(b)電気設備工事と(c)機械設備工事については、他事業との兼任も可とし、(b)、(c)双方の有資格者については、(b)、(c)双方を兼任することができるものとする。なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格証を有する者であること。

(a)　建築一式工事　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した以下の基準を満たす工事の経験を有すること。

・延べ面積2,000㎡以上の工事を対象とした病院施設の建設業務

(b)　電気設備工事　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した以下の基準を満たす工事経験を有すること。

・延べ面積2,000㎡以上の工事を対象とした病院施設の建設業務

(c)　機械設備工事　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した以下の基準を満たす工事の経験を有する者であること。

・延べ面積2,000㎡以上の工事を対象とした病院施設の建設業務

(ｳ)　工事監理業務にあたる者は、以下の要件を満たすこと。

a　文部科学省又は大学における平成31・32年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格者の資格を有する者であること。

b　建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。

c　陽子線治療装置又は放射線治療装置を有する施設の工事監理実績があること。

d　平成17年度以降に、主任技術者として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築一式工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ選任し、配置（他事業との兼任も可）できること。なお、同一の技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

・延べ面積2,000㎡以上の工事を対象とした病院施設の工事監理業務

ウ　陽子線治療装置等調達構成企業

(ｱ)　陽子線治療装置及び周辺機器の調達業務にあたる者は、以下の要件を満たすこと。

a　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学における令和01・02・03年度の関東・甲信越地域の「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者。

b　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（平成28年法律第108号）（以下「薬機法」という。）に基づく医療機器の販売業の届出をしていることを証明したものであること。

c　陽子線がん治療装置を受注した実績を有すること。ただし、輸入して整備にあたる者は、輸入元製造業者の実績をもって代えることができる。

エ　陽子線治療装置等の運転・保守管理構成企業

(ｱ)　陽子線治療装置等の運転・保守管理業務構成企業は、以下の要件を満たすこと。

a　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学における令和01・02・03年度の関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者。

b　陽子線がん治療装置等の運転業務の実績を有すること。

c　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（平成28年法律第108号）に基づく、医療機器の修理業の許可を取得していること。

オ　管理調整サポート構成企業

(ｱ)　管理調整サポート構成企業は、国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学における令和01・02・03年度の関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者。